

令和5年第6回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月12日（金） 午前10時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2BC

3 出席委員 16名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

12番 阿部 喜代志

14番 相馬 孝雄

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠 席

6番 秋谷 諭

11番 佐藤 敬道

13番 小笠原 進

15番 柳原 一夫

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第28号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
議案第30号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
議案第31号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
報告第8号 農用地利用配分計画の認可について
報告第9号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	一戸 武二
次長	西村 実洋
農地係長	松本 裕也
農政係長	工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

主 査	斎藤 俊宏
-----	-------

農林政策課

主 事	太田 樹
-----	------

(開会時刻 午前10時)

司 会 それでは、ただ今から令和5年第6回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願い
します。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につつま
して、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の
出席委員数は16名であり、定足数に達しており、会議が成
立いたしました。

まず、次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行
います。

五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者
の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ご
ざいませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させ
ていただきます。

議事録署名者には、2番 乗田 栄一 委員

4番 石岡 雅樹 委員のご兩名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、松本農地係
長、秋村金木支所長、斎藤主査、農林政策課の太田主事にお
願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和5年4月25日午前9時25分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、鳴海和実推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業5件、あおもり農業支援センター事業1件を適正に処理したことを報告いたします。

令和5年5月9日午前8時30分から、小山内会長職務代理者、鳴海和実推進委員、千葉達美推進委員で金木町中柏木地区の法務局照会1件、金木町川倉地区の5条転用2件。

同日午前9時00分から、工藤昇委員、奈良正推進委員で五所川原南地区の5条転用2件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転9件、無償所有権移転2件です。

2ページをご覧ください。

1番 大字原子字山元、畑3筆、合計 8, 453㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 100,000 円の有償移転です。

- 2 番 大字鶴ヶ岡字福田、田 1 筆、2,004 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 400,000 円の有償移転です。
- 3 番 大字毘沙門字上熊石ほか、田 3 筆、合計 10,663 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,400,000 円の有償移転です。
- 4 番 金木町中柏木鎧石、畑 1 筆、9,326 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,200,000 円の有償移転です。
- 5 番 大字沖飯詰字鴻ノ巣ほか、田 5 筆、畑 1 筆、
合計 18,481 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 2,000,000 円の有償移転です。
- 6 番 大字飯詰字皆瀬ほか、田 3 筆、合計 2,496 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 500,000 円の有償移転です。
- 7 番 大字持子沢字隠川、畑 4 筆、合計 4,784 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 100,000 円の有償移転です。
- 8 番 大字俵元字重利ほか、田 1 筆、畑 1 筆 合計 9,003 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償所有権移転です。
- 9 番 大字金山字千代鶴ほか、田 7 筆、合計 6,198 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子へ贈与による無償所有権移転です。

10番 金木町喜良市千刈、畑1筆、512㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額10,000円の有償移転です。

11番 金木町嘉瀬萩元、田1筆、117㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額10,000円の有償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、
農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず全て許可相当
であると判断されます。

議長 議案第27号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第27号について原案の
とおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第27号について原案の
とおり許可いたします。

つづきまして、議案第28号「農地法第5条第1項の規定
に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたし
ます。

参与より説明をお願いします。

参与 7ページをご覧ください。

議案第28号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転1件、賃借権設定4件、使用貸借権設定1件です。

8ページをご覧ください。

1番 中央五丁目、畑1筆、254㎡

貸付人、借受人は記載のとおりです。

転用理由は個人住宅建築です。

申請地は、五所川原市役所から南南東へ約1.5kmに位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域で都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であるため、第3種農地と判断されます。

借受人は、現在佐井村の借家に住んでいるが、退職後は交通の便がよく飲食店、医院等が近い場所に居住したいと考え、今回の申請に至りました。転用面積は一般個人住宅の目安となる500㎡以内であり、土地利用計画については、西側は宅地、北側は市道、東側は駐車場、南側は農地に面しているが南側にL型擁壁を設置するため土砂の流出はありません。土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断でき、資力・信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断できます。

2番 大字唐笠柳字藤巻ほか、田3筆、合計2,782㎡

貸付人、借受人は記載のとおりです。

転用理由は店舗建築です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約1.3kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1

種農地と判断されます。

借受法人は薬品及び日用雑貨の販売業を営んでおり、店舗新築の為、土地を探したが条件に合う土地が見つからず今回の申請に至りました。市道に面し、車両の出入りが容易で近隣には商業施設や公共施設が点在し集客が見込めると判断しました。土地利用計画については添付書類により妥当と判断され、周囲には居宅が多いことから周辺住民生活に貢献でき、また、店舗東側には農地が存在するが隣接地との間を法面施工することで分断されるため、営農に支障は無いものと考えられ、資力・信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

3 番 大字石岡字藤巻、田 1 筆、1, 213 m²

貸付人、借受人は記載のとおりです。

転用理由は店舗建築で 2 番と同じ内容です。

4 番 大字石岡字藤巻、田 1 筆、827 m²

貸付人、借受人は記載のとおりです。

転用理由は店舗建築で 2 番と同じ内容です。

5 番 金木町芦野、畑 1 筆、1, 041 m²

貸付人、借受人は記載のとおりです。

転用理由は福祉関係施設建築です。

申請地は、芦野公園駅から東へ約 0.6km に位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地でその規模が 10ha 未満であることから、第 2 種農地と判断されます。

申請地近くに障害者施設があり、障害のある方の共同住宅に対してのニーズが高まっていることから、入居利用が見込まれ、また、近くに県立芦野公園があり自然環境的にも申し分ないことから今回の申請に至りました。

土地利用計画については、北側は水路、東側は宅地、西側及び南側については L 型擁壁を既に設置していたため、指導したところ、申請人は深く反省しており、始末書の提出があ

りました。土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断でき、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われるため、転用にあたり許可相当であると判断できます。

6 番 金木町川倉宇田野、畑 1 筆、3, 842 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は福祉関係施設建築です。

申請地は、川倉駅から北東へ約 1 km に位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されます。

申請地近くに、譲受ける法人が運営する訪問介護事業所が点在し、有料老人ホーム新設の要望が増え、また、周囲の自然環境的にも申し分ないことから今回の申請に至りました。

土地利用計画については、北側は市道、西側は国道に接しており交通の便が良く、南側は宅地、東側は農地に面しているが雨水浸透柵を設置するため雨水の流出はありません。土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断でき、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われるため、転用にあたり許可相当であると判断できます。

申請地の位置については、10 ページ、11 ページをご覧ください。

議 長 議案第 28 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第28号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

議長 つづきまして議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参与 12ページをご覧ください。

議案第29号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定33件、所有権移転6件です。

13ページ、番号1番から34ページ33番までの利用権設定33件については皆様のお手元にお配りしています農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

35ページ、番号1番から37ページ6番までの所有権移転6件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議長 議案第29号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、利用権設定32番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定32番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、利用権設定32番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、18番 小野委員には退席をお願いいたします。

小野委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定32番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、利用権設定32番について原案のとおり決定いたします。

18番 小野委員の入室を許可いたします。

議長 つづきまして、議案第30号「地目変更登記に係る照会

に対する調査結果について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 38 ページをご覧ください。

議案第30号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数1件、

1番 農地の所在は、金木町中柏木、畑2筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は山林です。

調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長 議案第30号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第30号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第30号について原案のとおり承認いたします。

議 長 つづきまして、議案第31号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 39 ページをご覧ください。

議案第31号「農業振興地域整備計画の変更に係る意

見について」、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により五所川原市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものです。

農用地区域への編入1件です。

40ページをご覧ください。

整理番号令和5年1番、変更の区分は編入、変更する農地の所在は大字持子沢字笠野前、変更面積は1,944㎡、現況地目は樹園地、台帳地目は畑です。変更理由はリンゴの改植による樹園地の整備です。申し出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約9.3kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、10ha以上規模の一団の農地に隣接している農地で、編入された場合、第1種農地と判断されます。

編入後問題なく、農地を有効に活用するものと判断されます。

以上のことから、農業振興地域に編入許可相当であると判断されます。

編入箇所の位置図は、41ページをご覧ください。

議長 議案第31号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第31号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第31号について原案のとおり決定し、許可相当の意見を付して、市長に送付す

ることに決定いたします。

以上、議案第27号から議案第31号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議長 その他に何かございませんか。

議長 以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。